

諮問第47号

答 申

第1 審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成22年11月24日付け千葉市指令環産第18号により行った「1 産業廃棄物管理票、2 作業日報及び収支を確認できる資料」（別表中「当初対象公文書」の欄に掲げる文書。以下「当初対象公文書」という。）を不開示とした決定（以下「本件処分」という。）のうち、「作業日報及び収支を確認できる資料」の一部（別表中「本件公文書」の欄に掲げる文書。以下「本件公文書」という。）について「産業廃棄物管理票交付担当者等の氏名等の個人情報」及び「廃棄物処理に係る取引に係る事業者に関する情報」に該当する記載部分を不開示としたことは妥当であるが、その他の記載部分を不開示としたことは妥当でなく開示すべきである。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 公文書開示請求

異議申立人は、平成22年11月10日付けで、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇が処分業の許可取得からその許可の取消処分までに至った株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇のマニフェストC1票（処分業者保存用）の開示、また平成13年6月18日から平成18年8月31日までの5年2か月余りの間の作業日報及び収支を確認できる資料（領収証及びその控）」の開示を求める公文書開示請求書を提出し、実施機関は、同日これを收受した。

2 不開示決定

実施機関は、開示請求に係る公文書を当初対象公文書と特定した上で、本件処分を行い、条例第7条第2号（個人情報）、同条第3号（法人等情報）及び同条第6号（事務事業執行情報）に該当するとして、当初対象公文書すべてについて不開示とした。

3 異議申立て

異議申立人は、実施機関が行った本件処分を不服として、平成22年12月17日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6

条の規定に基づき異議申立書を提出し、実施機関は、同日これを収受した。

4 諮問

実施機関は、条例第19条の規定に基づき、平成23年3月4日付け22千環産第1158号により本審査会に諮問した。

なお、平成24年6月26日付けで、異議申立人から異議申立ての一部を取り下げる旨、実施機関宛てに書面で提出されたことを受け、平成24年7月19日付け24千環産第244号の2により、諮問対象が当初対象公文書から本件公文書に変更されている。

第3 異議申立人の主張

異議申立書及び口頭による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件公文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

実施機関は、当初対象公文書に基づき行政指導を行っているが、当初対象公文書の資料は不完全であり、それに基づく行政指導は公正に欠け不平等である。

また、当初対象公文書は、実施機関が株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇から提出を受けたものであり、本来は同社の文書である。異議申立人は同社から当初対象公文書の開示について同意を得ており、当初対象公文書の一部である本件公文書の開示に支障はないはずである。

第4 実施機関の説明

異議申立てに対する実施機関の理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

1 本件公文書について

実施機関は、開示請求に係る公文書として「1 産業廃棄物等管理票、2 作業日報及び収支を確認できる資料」を特定した。さらに「2 作業日報及び収支を確認できる資料」は、次の種類に大別される。

ア 作業日報に該当するもの

(7) 運転日報、(イ) 納品書等、(ウ) 搬入記録帳

イ 収支を確認できる資料に該当するもの

(7) 領収書等、(イ) 現金出納・預金通帳関係、(ウ) 融資関係

なお、諮問後に異議申立人から異議申立ての一部取下げがなされたため、実施機関は諮問の変更を行い、諮問対象を以下のとおりとした。

2 作業日報及び収支を確認できる資料

ア 作業日報に該当するもの

(ウ) 搬入記録帳

イ 収支を確認できる資料に該当するもの

(イ) 現金出納関係

2 本件公文書を不開示とした理由について

実施機関は本件公文書に以下の不開示情報が含まれているため不開示とした。

(1) 条例第7条第2号（個人情報）

産業廃棄物管理票交付担当者、運搬担当者、処分担当者、運転手、作業員その他の担当者の氏名は、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

(2) 条例第7条第3号（法人等情報）

排出事業者、運搬受託者、最終処分の場所（以下「排出事業者等」という。）の名称、所在地、郵便番号、電話番号等（以下「名称等」という。）及び産業廃棄物処理に係る請求先、入金元、支払先、手形の振出人及び受取人、借入先その他の相手方（以下「請求先等」という。）の名称等は、公にすることにより、行政代執行が予定されている旨が公表されている旧産業廃棄物中間処理施設にその産業廃棄物が搬入されていたことを根拠として産業廃棄物を不適正に処理したとのような風評が広まり、もって当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位を害するおそれがあるため。

(3) 条例第7条第6号（事務事業執行情報）

排出事業者等及び請求先等の名称等は、排出事業者等に産業廃棄物の自主撤去を求めている段階で公にすることにより、当該排出事業者等が応じるインセンティブを損ない、もって交渉の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

また、産業廃棄物を自主的に撤去した法人等の名称等は、自主撤去が完了した場合にはその名称等を将来にわたって公にしないと条件のもとで行ったものであり、公にすることにより、千葉市が表示した公的見解への信頼を著しく損ない、もって今後における排出事業者等に対する自主撤去交渉の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、実施機関が行う行政指導が、公平かつ平等であることを確認するために本件公文書の開示を求めているものと解されるが、これは本件公文書を開示すべき理由とはならない。

また、異議申立人は本件公文書の本来の所有者の同意を得ているので開示すべきと主張しているが、条例上不開示情報を例外的に開示できる場合は限定されて

おり、公文書の本来の所有者の同意は、条例上の例外事由に該当しない。よって異議申立人の主張は採用できない。

第5 審査会の判断

審査会は、本件公文書を含む当初対象公文書並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇が設置した旧産業廃棄物中間処理施設に違法に堆積した産業廃棄物の撤去について千葉市長が行政代執行を行うに当たり、違反行為の全貌を明らかにし、行政代執行の準備を進めるため、実施機関が同社から提出を受けたものである。その内訳については、別表中「本件公文書」の欄に記載のとおりである。

なお、本件については、第2の4に記載のとおり、諮問後に異議申立ての一部が取り下げられたことに伴い、諮問対象が当初対象公文書から本件公文書へ変更されている。

本審査会においては、諮問変更後の本件公文書に対する本件処分の可否を審査することとし、以下検討する。

2 本件処分の妥当性判断の基準時について

上記1のとおり、本件公文書は、産業廃棄物の撤去に係る行政代執行に関連するものであるが、本件処分時と答申時では行政代執行の進捗状況が異なるため、本件処分の妥当性判断に影響がある。

すなわち、本件処分時においては、行政代執行は開始されておらず、実施機関と排出事業者の間で、廃棄物の自主撤去についての交渉及び指導が行われており、実施機関は交渉及び指導の中で、排出事業者が自主撤去に応じた場合には、当該事業者等の名称等を公にしないこととし、排出事業者が実施機関の指導に従うよう促していたが、本審査会の審議中に、行政代執行が開始され、排出事業者への自主撤去交渉及び指導は終了している。

このような状況に鑑み、本審査会が、実施機関に確認したところ、仮に現時点で再度本件公文書に対する開示請求がなされれば、本件処分とは異なった決定がなされる可能性があることが判明した。しかしながら、本審査会は諮問機関であるから、第三者的立場で、実施機関の行った本件処分が当時の状況に照らして妥当か否かを判断すべきであり、答申時において、本審査会が実施機関の立場に立って、いかなる処分が妥当であるかを判断すべきではない。したがって、本件処分の妥当性判断については、本件処分を行った平成22年11月24日を基準時とすることとする。

3 不開示情報該当性について

(1) 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録された公文書を原則として不開示とすることを定めたものである。

本件公文書には、産業廃棄物管理票交付担当者、運搬担当者、処分担当者、運転手、作業員その他の担当者の氏名等（以下「本件個人情報」という。）が記載されているが、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

そこで、本号ただし書の該当性が問題となるが、本件個人情報が、ただし書ア及びウに該当しないことは明らかであるため、ただし書イの該当性について検討する。

ア 本号ただし書イの趣旨及び解釈について

本号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる個人に関する情報」について、不開示情報から除外することを定めたものである。

個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、これに優越する公益があるときは、個人情報を開示することとし、この適用に当たっては、個人の権利利益と公益を比較衡量し、個人の人格的な権利利益の保護に欠けることがないよう、慎重な配慮が必要とされている。

イ 本号ただし書イの該当性について

これを本件についてみると、本件個人情報は、本件公文書に記録された事業者の担当者の氏名等であり、仮に本件個人情報を開示したとしても、不適正な産業廃棄物処理の全貌が明らかとなり、それによって生じる被害を防止できるものではないから、人の生命、健康、生活、財産の保護に資するとはいえず、個人の権利利益に優越する公益があるとは認められない。

したがって、本件個人情報は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」には該当しないものと解すべきである。

以上のことから、本件個人情報は、本号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないため、これを不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 条例第7条第3号（法人等情報）該当性について

本号は、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録された公文書を不開示とすることを定めたものである。

本件公文書には、第4の2（2）のとおり排出事業者等の名称等及び請求先等の名称等が記載されている。これらの情報は、排出事業者等の名称等「廃棄物処理に係る取引に係る事業者に関する情報」と金融機関等の名称等、産

業廃棄物の不適正な処理とは明らかに関係のない「その他事業者の事業活動に関する情報」に大別できる。

実施機関は、これらすべての情報が、公にすることにより、行政代執行が予定されている旨が公表されている旧産業廃棄物中間処理施設にその産業廃棄物が搬入されていたことを根拠として産業廃棄物を不適正に処理したとのような風評が広まり、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位を害するおそれがあるとして、本号に該当すると主張している。

そこで、「廃棄物処理に係る取引に係る事業者に関する情報」についてであるが、本来、廃棄物処理に関する法体系の中では、そのような情報は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により公にされるものであり、本件公文書のような、産業廃棄物管理票以外の文書から公にされることは想定されていない。したがって、これが公開されれば、実施機関が主張するような風評被害が生じる蓋然性も否定できない。

他方、「その他事業者の事業活動に関する情報」については、そもそも不適正な廃棄物処理に関係した事実はなく、それぞれの事業者が通常の事業活動を行った中で、その名称等が記載されているものであり、実施機関が主張するような風評被害が生じるとは考えられない。

したがって、「廃棄物処理に係る取引に係る事業者に関する情報」は、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するが、「その他事業者の事業活動に関する情報」は、これに該当しないものと解すべきである。

以上のことから、本号に該当するとして、「廃棄物処理に係る取引に係る事業者に関する情報」を不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、「その他事業者の事業活動に関する情報」は本号に該当せず、開示すべきである。

(3) 条例第7条第6号（事務事業執行情報）該当性について

本号は、公にすることにより、市等が行う事務又は事業の公正又は円滑な遂行の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある情報等が記録された公文書を不開示とすることを定めたものである。

そして、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、事務又は事業に関する情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が見過ごすことのできない程度のものをいい、「支障を及ぼすおそれ」は、単なる抽象的な可能性では足りず、事務又は事業の適正な遂行への支障が生ずることについて一定の蓋然性が認められなければならないものと解すべきとされている。

本件公文書には、上記（2）のとおり、「廃棄物処理に係る取引に係る事業者に関する情報」と「その他事業者の事業活動に関する情報」が記載されている。

実施機関は、これらすべての情報が、産業廃棄物の自主撤去を求めている段階で公にすることにより、当該排出事業者等が応じるインセンティブを損ない、

もって交渉の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるとして、本号に該当すると主張している。

また、「廃棄物処理に係る取引に係る事業者に関する情報」のうち、産業廃棄物を自主的に撤去した法人等の名称等は、産業廃棄物をできる限り迅速かつ多量に自主撤去させるため、自主撤去が完了した場合にはその名称等を将来にわたって公にしないとの条件を付したものであり、公にすることにより、千葉市が表示した公的見解への信頼を著しく損ない、もって今後における排出事業者等に対する自主撤去交渉の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるとして、本号に該当すると主張している。

確かに、産業廃棄物の自主撤去を円滑に行うためには、そのような条件を付すことは必要かつ合理的であると認められ、そのような条件を付したにも関わらず、「廃棄物処理に係る取引に係る事業者に関する情報」のうち、産業廃棄物を自主的に撤去した法人等の名称等を公にすることは、本案件に係る自主撤去交渉及び指導の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるし、実施機関が今後同種の交渉及び指導を行う上で、その適正な遂行への支障が生ずる蓋然性も認められ、ひいては千葉市が行う行政代執行全般に支障を及ぼすといえる。

さらに、「廃棄物処理に係る取引に係る事業者に関する情報」については、本件処分時において、自主撤去交渉及び指導が継続していたことを考慮すれば、本件処分時には自主撤去に応じていなくとも、その後の交渉及び指導によって自主撤去に応じることも考えられ、そのような段階で当該情報を公にすることは、排出事業者等が自主撤去交渉及び指導に応じることを妨げ、当該交渉及び指導の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる。

他方、「その他事業者の事業活動に関する情報」については、仮に当該情報が公になったとしても、産業廃棄物の不適正な処理に関係したとして排出事業者等の名称等が明らかになるわけではないから、排出事業者等が自主撤去交渉及び指導に応じることを妨げ、当該交渉及び指導の適正な遂行に支障を及ぼすとは認められない。

したがって、「廃棄物処理に係る取引に係る事業者に関する情報」は公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するが、「その他事業者の事業活動に関する情報」は、これに該当しないと解すべきである。

以上のことから、本号に該当するとして、「廃棄物処理に係る取引に係る事業者に関する情報」を不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、「その他事業者の事業活動に関する情報」は本号に該当せず、開示すべきである。

(4) なお、異議申立人は、本件公文書は、実施機関が株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇から提出を受けたものであり、本来は同社の文書であること、そして、異議申立人は、同社から本件公文書の開示について同意を得ていることを理由として、開示に支障はないはずであると主張している。

しかしながら、本件公文書は、実施機関が同社から提出を受け、現に管理し

ているものであって、その開示の可否は、条例の規定に従い、実施機関が自ら判断するものであり、条例上、公文書本来の所有者の同意の有無により開示の可否が左右されるものではない。

この点において、異議申立人の主張には理由がなく、採用できない。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成23年 3月 4日	諮問書の受理
平成23年 4月18日	実施機関から理由説明書を受理
平成23年 5月25日	異議申立人から意見書を受理
平成23年 9月26日	審議（第114回審査会）
平成23年10月24日	審議（第115回審査会）
平成23年11月28日	実施機関理由説明及び審議（第116回審査会）
平成23年12月26日	異議申立人意見陳述及び審議（第117回審査会）
平成24年 2月20日	審議（第119回審査会）
平成24年 3月19日	審議（第120回審査会）
平成24年 5月29日	審議（第122回審査会）
平成24年 6月26日	審議（第123回審査会）
平成24年 7月19日	諮問事項の変更
平成24年 7月31日	審議（第124回審査会）
平成24年 9月18日	実施機関理由説明及び審議（第125回審査会）
平成24年10月22日	審議（第126回審査会）
平成24年12月 3日	審議（第127回審査会）
平成25年 1月22日	審議（第128回審査会）
平成25年 2月25日	審議（第129回審査会）
平成25年 3月19日	審議（第130回審査会）

【別表】

<p>当初対象公文書</p>	<p>1 産業廃棄物管理票 2 作業日報及び収支を確認できる資料 (1) 作業日報 ア 運転日報 イ 納品書等 ウ 搬入記録帳 (2) 収支を確認できる資料 ア 領収書等 イ 現金出納・預金通帳関係 ウ 融資関係</p>
<p>本件公文書</p>	<p>1 作業日報及び収支を確認できる資料 (1) 作業日報 ア 搬入記録帳 (2) 収支を確認できる資料 ア 現金出納関係</p>